

一般社団法人名古屋市立大学外科同門会定款施行細則

令和4年4月30日施行

令和5年5月20日変更

令和6年5月25日変更

第1章 総則

第1条(目的)

この施行細則は一般社団法人名古屋市立大学外科同門会(以下「当法人」と云う)定款を運営するために必要な事項を規定し、円満な活動を推進することを目的のため本細則を定める。

第2章 目的及び事業

第2条(講座)

名古屋市立大学外科(以下「本講座」と云う)に属するのは、以下の外科学分野の教室とする。

- ① 消化器外科学分野
- ② 呼吸器・小児外科学分野
- ③ 心臓血管外科学分野
- ④ 乳腺外科学分野

第3章 社員

第3条(会費)

- (1) 当法人の設立時会費は年15,000円とする。
- (2) 社員総会によって、年会費の改定が決議された場合は、年会費はその金額とする。
- (3) 名誉会員は社員総会で推戴された年度より会費納入を免除される。

第4条(退会)

- (1) 定款第9条第2項第4号に該当する場合において、会費を3年以上滞納した会員には会報の配布を停止し、会員継続の意思確認を行い、滞納が5年に至った時点で理事会の決議を経て退会とする。各講座教室に在籍している会員については、大学の各教室の意向を勘案した上で、その取扱いを決めるものとする。
- (2) 退会した会員は、理事会の審議を経て承認された場合に限り、未払いの会費の納入を条件に再び当法人の会員となることができる。

第5条(会費納入)

年会費は毎年銀行振り込みで行う。未納会費については適宜催促を行う。

第6条(戒告)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を戒告することができる。

- ① 定款その他の規則に違反に類する行為があったとき
- ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する類似行為をしたとき
- ③ その他戒告すべき正当な理由があるとき

第4章 社員総会

第7条(臨時社員総会)

(1) 定款第14条第3項第2号に該当する場合において、臨時社員総会開催の請求をした会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- ① 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- ② 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(2) 前項の規定により開催された臨時社員総会の議長は定款の定めにかかわらず出席した会員のなかから選出する。

第8条(招集手続)

(1) 社員総会を招集するには、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議によって代表理事が社員総会の日から2週間前までに、会議の日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面を以て社員に対して招集通知を発しなければならない。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

(2) 前項本文の規定にかかわらず、当該社員の事前の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

第5章 役員

第9条(役員)

代表理事以外に以下の役員を置く。

- ① 副理事長

- ②相談役
- ③事務局長
- ④常任理事
- ⑤理事
- ⑥顧問
- ⑦監事

第10条（役員の選出及び職務）

- (1)代表理事:理事会の決議に基づいて選任される。会務を総括する。退任時に理事会を開催し、新代表理事を選任する。代表理事については、理事長とも称する。
- (2)副理事長(2名):理事会の決議に基づいて理事の中から選任される。代表理事を補佐して会務の遂行にあたり、代表理事に事故ある時、または欠けた時にはその職務を代行する。
- (3)相談役:各外科学分野を主宰する教授の職にある(分野主任教授)および桜山の(診療担当)教授がその任に就任する。当法人の運営に当たり理事会および代表理事に助言を行う。
- (4)事務局長:事務局長は業務執行理事の中から代表理事が指名し選任される。事務処理および当法人の運営を円滑にするために事務局を設け事務局長および必要な職員を置く。
- (5)常任理事(業務執行理事):理事会の決議に基づいて理事の中から選任される。会務を常務させ、常任理事会を構成する。常任理事は総務、広報、財務、渉外、会員に関する業務をそれぞれ担当する。
- (6)理事:年齢、各外科学分野、病院勤務医、開業医等のバランスを考慮して、社員総会で選任される。各外科学分野から准教授あるいは医局長、またはそれに代わるものが1名、理事として参加することとする。当法人発足時の理事は別に定める。
- (7)顧問:代表理事が推薦し理事会の承諾を得て委嘱する。当法人の運営に関し代表理事に助言する。

第11条（常任理事の退任）

常任理事を務める各外科学分野からの選出理事は、教室の都合により任期途中で大学から移動する可能性があるため、欠員が出た際は遅滞なく各分野から後任の常任理事を選任する。

第6章 理事会

第12条(構成)

当法人には、理事会及び常任理事会を設置する。

- ①理事会は、代表理事、すべての理事、相談役及び顧問で構成する。
- ②常任理事会は、代表理事、副理事長、事務局長、各外科学分野の理事(各1名)、関連病院

その他の理事(4名以内)により構成される。

- ③任意団体会長経験者及び代表理事経験者は理事会及び常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

第13条 (招集)

- (1)理事会及び常任理事会は、代表理事が招集する。
- (2)社員総会開催日には、総会開催前に常任理事会及び理事会を開催する。
- (3)前項に加えて、代表理事は当法人の運営を円滑に行うために理事会及び常任理事会を適宜招集することができる。

第14条 (常任理事会)

常任理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

第15条 (報酬)

- (1)理事会参加の為に必要な交通費、食費は事務経費として当法人が負担するものとする。
- (2)常任理事会参加の為に必要な交通費、食費は事務経費として当法人が負担するものとする。
- (3)上記2項における費用は定時社員総会と同日の場合には適応しない。

第7章 資産及び会計

第16条(財産の構成)

当法人の財産は、次に掲げるものとする。

- ①会費
- ②事業に伴う収入
- ③財産から生じる収入
- ④寄付金品
- ⑤その他の収入

第17条(特別会計)

- (1)当法人は、事業の遂行上必要あるときは、理事会の決議及び承認を得て、特別会計を設けることができる。
- (2)前項の特別会計に係る経理は、一般会計の経理と区別して整理するものとする。

第8章 定款施行細則の変更

第18条(定款施行細則の変更)

この定款施行細則は、理事会の決議によって変更することができる。

以上、一般社団法人名古屋市立大学外科同門会定款施行細則を作成し、設立時社員が次に記名押印する。(省略)

令和4年4月30日作成

第3章第3条(会費)(3) 令和5年5月20日変更

第8章第18条(定款施行細則の変更) 令和5年5月20日変更

第3章第5条(会費納入)(2)削除 令和6年5月25日変更

第6章第12条(構成)修正③修正 令和6年5月25日変更

第6章第13条(1)(2)(3)修正 令和6年5月25日変更